

## 試写室御利用団体の皆様

### 北海道立生涯学習推進センターが管理する試写室の御利用上の注意について

試写室を御利用の際は、次の点に御注意ください。なお、次に掲げる事項は、「北海道立生涯学習推進センターが管理する試写室の利用に関する規程（平成 27 年 5 月 18 日北海道立生涯学習推進センター所長決定）」によるものです。

#### 1 試写室の利用可能時間

午前9時から午後4時までとする。

※ 試写室の管理上特別の必要があるときなど、その他緊急の事情があるときは、利用可能時間が変更となる場合があります。

#### 2 試写室を利用できない日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前号に掲げる日を除く）

#### 3 試写室の利用可能な物品

- (1) 生涯学習推進センター附属視聴覚センター（以下、視聴覚センター）が貸出しする視聴覚教材及びほっかいどう学大学インターネット講座を収録した教材
- (2) DVDプレーヤー、VHSプレーヤー等の映写機器
- (3) ホワイトボード

#### 4 利用申込

- (1) あらかじめ、視聴覚センターに視聴覚教材利用団体登録（利用団体登録様式）を提出し、生涯学習推進センター所長の承認を受けなければならない。
- (2) 視聴覚センターへ来所又は電話での予約を行い、試写室及び視聴覚教材利用の予約が確定後、直接、視聴覚センターへ来所又はEメール、FAXで試写室利用申込書(別記第1号様式)により申込みを行う。
- (3) 連続での利用を希望する場合は、その都度又は希望期間分の試写室利用申込書をまとめて申込みをすることとする。ただし、特別な理由があると認められるときは、この限りでない。

#### 5 注意事項

利用団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 視聴覚教材の試写や視聴覚教材を活用した研修等以外の目的に利用しないこと。
- (2) 他に転貸しないこと。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動を支持し、又は反対するものでないこと。
- (4) 試写室の利用及び教材の観覧料その他これに類する費用を徴収しないこと。
- (5) 利用団体がこれらの規定に違反したときは、試写室利用の承認を取り消すことがある。
- (6) 試写室の利用者が試写室の設備・物品や視聴覚教材を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は、その損害を賠償しなければならない。